



## ご挨拶

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で25年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「日本商標法の未来のための方策検討」をテーマとした研究報告書を「別冊パテント第25号」として発行する運びとなりました。

これまで、当研究所では、1998年から「意匠法と不正競争防止法第2条第1項第3号との関係について」、2006年から「商標の使用について」、2012年から「複数の知的財産法による保護の交錯」、2016年から「新商標制度の総合的検討」、2017年から「周知・著名商標の保護」という課題で研究を続けてきました。

これらの研究を引き継いだ研究部会では、会員からの要望も踏まえ、現在の日本商標法上の課題について、上述のテーマで研究を行いました。そして、その研究成果としてまとめられたのが、今回発行する「別冊パテント第25号」です。「証明商標制度」、「普通名称化と防止措置」、「ディスクレーム制度」、「コンセント制度」、「トレードドレス」など、現在の日本の商標制度が持つ課題について、多面的な視点からの研究報告書としてまとめられています。いずれの内容も、商標制度の未来のあり方に関わる大変参考になる内容となっております。今回の研究の成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所  
所 長 伊 丹 勝